

國內資料第三號

(戰爭被害調查資料一)

昭和二十二年一二月二十五日

今次戰爭による國富被害算定方法

經濟安定本部總裁官房調查課



はしがき

本資料は、今次戦争による我國の國富喪失の概要を算出するため今回經濟安定本部が各官廳の協力のもとに實施した戦争被害調査に於て使用した各財貨の評價方法を取纏めたもので「我國經濟の戦争被害」報告書第一部の基礎資料ともいふべきものである。今回の調査に際しては各官廳關係係官各位より並々ならぬ御協力を賜つたが、これに對しては本資料の末尾に氏名を掲げ深甚なる謝意を表する次第である。

尙本被害調査の取纏め並びに本資料の作成には當課員小川利太がこれに當り、又公有私有建築物被害の評價は當課員内山諫が擔當した。

昭和二二年一二月二十五日

經濟安定本部總裁官房調查課長

大來佐武郎

「今次戦争による國富被害算定方法」 目次

第一、總論

一、國富害の意味

二、調査實施要領

1. 調査実施分擔

2. 官有、公有、私有の區別

3. 評價基準

4. 調査方法

三、分類及集計

四、今次戦争による國富被害總額並項目別被害一覽表

第二、各論

一、建築物

1. 建築物

(1) 官廳關係

(2) 內務省關係

(3) 河川工事用建築物

(4) 舍

10

8

8

8

6

5

4

4

4

4

4

4

4

4

4

4

4

4

4

4

4

4

4

4

4

4

4

4

4

4

4

4

4

4

4

4

4

4

4

(三) 外務省關係

2. 1. 道	(一) 私(五)(四)(三)(二)(一)	(二) (1) 文(3) (2) (1) 慈善團體關係建築物 農林省關係	(三) (1) 文(3) (2) (1) 日本赤十字社關係建築物 神社、寺院、教會	3.	水道關係建築物（戰災復興院） 一般公有建築物（經濟安定本部） 河川工事用建築物（內務省） 公立諸學校圖書館博物館（文部省） 海運關係建築物（運輸省） 最高裁判所關係	有	(一)(三)(二) (2) 公	(一)(九)(八) (七)(六)(五)	(四)	大藏省關係 公用財產關係 雜種財產關係 文部省關係 農林省關係 商工省關係 鐵道總局關係 海運總局關係 氣象臺關係 遞信省關係 宮內府關係	厚生省關係 病院 養老院 農業研究所 森林省關係 商工省關係 鐵道總局關係 海運總局關係 氣象臺關係 遞信省關係 宮內府關係	文部省關係 農林省關係 商工省關係 鐵道總局關係 海運總局關係 氣象臺關係 遞信省關係 宮內府關係	大藏省關係 公用財產關係 雜種財產關係 文部省關係 農林省關係 商工省關係 鐵道總局關係 海運總局關係 氣象臺關係 遞信省關係 宮內府關係
2. 內務省關係	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	
3. 運輸省關係	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	

1. 港 澳 (運輸省)
2. 川 河 (內務省)

四、橋 梁

1. 內務省關係
2. 運輸省關係

五、林 野 樹木
野 (農林省)

1. 林 國 有 林
2. 林 國 有 林

六、工 業 用 機 械 器 具
(六)(五)(四)(三)(二)(一)樹(二)(一)林
總理廳關係
外務省關係
大藏省關係
司法省關係
商工省關係
最高裁判所關係

1. 一般(私有) (損害保險中央會)

七、鐵 道 及 航 道

1. 大 藏 省 關 係
(三)(二)(一)國 鐵 關 係
內務省關係

2. 鐵 道 及 航 道
(1) 國 鐵 關 係
(2) 私 鐵 關 係

八、諸 他

1. 諸 他
(一) 鐵 道 車 輛
(1) 鐵 道 車 輛
(2) 鐵 道 車 輛
內務省關係

1. 內務省關係
(1) 內務省關係
(2) 內務省關係

(一) 遷信省關係	四
1. 自動車その他	四
(1) 運輸省關係	四
イ、各官廳用自動車	全
ロ、省營運送事業用自動車	全
ハ、民間運送事業用自動車	全
(2) 私有自動車	全
イ、鐵道小運送用自動車	全
ロ、鐵道小運送用自動車	全
(3) 荷牛馬車その他の運搬具	全
(4) 經濟安定本部關係	全
2. 遷信省關係	四
(1) 運輸省關係	四
イ、海運總局關係	全
ロ、内務省關係	全
ハ、遞信省關係	全
(2) 鐵道總局關係	全
(1) 氣象臺關係	九
(2) 內務省關係	九
(3) 農林省關係	九
(4) 遷信省關係	九
(2) 氣象臺關係	九
(3) 內務省關係	九
(4) 農林省關係	九
(5) 遷信省關係	九
1. 電氣及瓦斯供給設備	一〇
1. 一般電氣瓦斯供給設備(私有)(損害保險中央會)	一〇
2. その他の電氣供給設備(運輸省)	一〇
(1) 國鐵關係	一〇
(2) 私鐵關係	一〇
二、電信、電話及放送設備	一〇
(一) 遷信省關係	一〇
(1) 官有	一〇
(2) 私有	一〇
(2) 電信設備(官有)	一〇

(5) そ の 他(運輸省) 一一一

3. 鑄貨及金銀その他貴金属地金(大藏省) 一五〇
四 鑄 貨 四

(二)(一) 金銀その他貴金属地金 一四五
四 鑄 貨 四

一四、雜 一四五

1. 工業用以外の設備機械器具

(一) 官 有 一四五
四 (1) 總理廳關係 一四五
四 (2) 厚生省關係 一四五
四 (3) 運輸省關係 一四五
四 イ、國鐵關係 一四五
四 ロ、港灣關係 一四五
四 ハ、氣象臺關係 一四五
四 (4) 遞信省關係 一四五

(二) 公 有 一四五
四 (1) 戰災復興院關係 一四五
四 (2) 經濟安定本部關係 一四五

(三) 私 有 一四五
四 (1) 經濟安定本部關係 一四五
四 イ、地方食糧營團精米所所有精米機等 一四五
四 ロ、慈善團體所有諸施設 一四五
四 ハ、日本赤十字社關係醫療機械器具 一四五
四 (2) 運輸省關係 一四五
四 (3) 損害保險中央會關係 一四五

2. 圖書館所藏圖書(文部省) 一四五
四 3. 國寶史蹟、名勝(文部省) 一四五
四 4. そ の 他(遞信省) 一四五

附 1. 調查擔當官廳別國富被害內譯 一四五
四 2. 生產能力戰爭一覽表 一四五

附 (一) 商工省關係 一四五
四 (二) 運輸省關係 一四五

3. 昭和五年度及十年度國富 一四五

附 1. 調查擔當官廳別國富被害內譯 一四五
四 2. 生產能力戰爭一覽表 一四五

附 (一) 商工省關係 一四五
四 (二) 運輸省關係 一四五

3. 昭和五年度及十年度國富 一四五

一、「我國經濟の戰爭被害」が出來る迄

二、戰爭被害調査取締當官機關名

三、戰爭被害調査關係者氏名

訂正

九頁一六行目「殘有價額」とあるのは「殘存價額」の誤り

一一三頁一一行目（青森）の次に左の一行を追加する。

五三貢一〇行目「五三、五五六、五一八」は「五三、三一九、六四

八」の誤り

同頁一三行目「五三、六三六、〇六九」は「五三、三九九、一八九」の誤り

第一、總論

一、國富被害の意味

今回の調査に於ては「國富被害」を左に述べる如く極めて狹義に解した場合の用語として用ひた。即ちこゝに「今次戰爭による國富被害」とは

1. 今次戰爭中、終戰以後の日本國領土内（即ち朝鮮、臺灣等の舊外地及樺太を含ます）に於て兵器、艦艇、航空機等直接軍用に供されたもの以外のすべての物的財貨が蒙つた空襲、艦砲射擊等の戰争による直接的な被害のみを云ふ。
2. 従つて戰時中に於ける補修見合せによる被害、疎開による被害、外地喪失による被害、賠償撤去による被害その他間接的な被害はもとより直接的被害であつても戦災者等の如き人的被害その他物的以外の被害はこれに一切含まれない。
3. 又兵舎の如く戰後直ちに普通施設として使用することが可能であつたと考へられる財貨は罹災時に軍事施設であつたものでもこゝに含まれている。

二、調査實施要領

1. 調査の分擔

調査實施に先立ち各官廳に於ける調査の重複を避ける爲豫め夫々の擔當すべき項目を左の如く定めた。

擔當官廳 擔當調査項目

備

考

(一) 總理廳——所管國有財產
(二) 戰災復興院——一般私有建築物及その所藏財貨

水道設備

被害額の實際の算出は經濟安定本部が行つた

同